

(補足資料③) 保全区域の再検討結果

1. はじめに

2020年10月6日の審査会合において、ご指摘いただいた保全区域の考え方について再整理し、検討した結果を以下に示す。

2. 保全区域の選定の考え方

これまでの保全区域の考え方（加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のもの（安全機能を有する施設）をいう）に以下の観点を加え、再検討を行なった。

○保全区域には本体施設だけではなく、当該施設の機能を発揮するのに必要な補器も含める。

上記を考慮し、以下の手順にて保全区域の再選定を行なった。

<保全区域の選定手順>

(Step 1) 事業許可より、全ての安全機能を有する施設のうち、管理区域外にあるものを全て抽出。



(Step 2) Step 1で抽出された安全機能を有する施設の内、管理区域外に独立して設置され、管理区域内の施設とつながっていない施設（例：モニタリングポスト、遮蔽壁、防護フェンス、消火設備）を抽出し除外。



(Step 3) Step 2で絞り込んだ安全機能を有する施設のうち、当該施設の機能を喪失した場合に、管理区域内の施設に安全上の影響がない安全機能を有する施設（例：気体廃棄設備（一部管理区域外に設置される排気ファン）、水素供給設備（屋外供給系統））及び2重化される施設（例：窒素供給設備）について除外。
また、安全機能を有する施設には該当しないが、安全機能を有する施設の機能を発揮するのに必要な補機等を抽出。



(Step 4) Step 3で抽出した安全機能を有する施設及びそれらの機能を発揮するのに必要な補機等（が設置されるエリア）を保全区域として選定する。（現状選定している非常用ディーゼル発電機を含む。）

3. 保全区域の選定結果

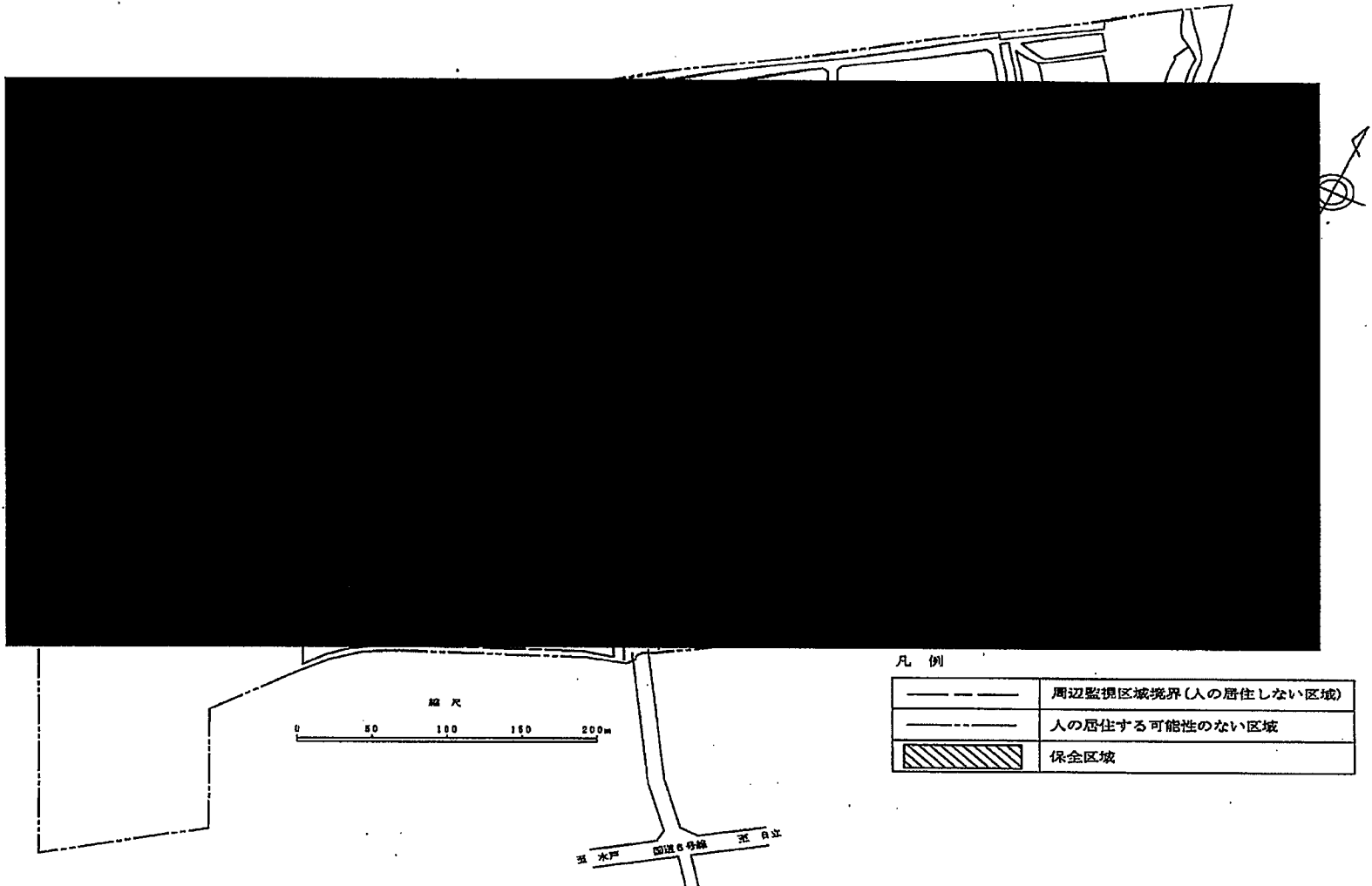
前項の保全区域の選定手順に従って検討した結果、管理区域外にある安全機能を有する施設のうち、保全区域とすべき対象施設（設備）及びエリアを以下のとおり選定した。

施設（設備）名称	設置個所 （保全区域設定エリア）	備考（選定理由）
非常用ディーゼル発電機 [*]	動力棟	外部電源喪失時に給電不可となる。
無停電電源装置	放射線管理棟（管理室）	停電等発生時、非常用発電機が起動するまでの間、停電状態となってしまう。
放送設備	放射線管理棟（管理室）	万が一の事故発生時、一斉放送による退避指示等の周知ができない。
非常ベル設備	放射線管理棟（管理室）	万が一の事故発生時、事故発生の周辺作業員への周知及び管理区域外への連絡ができない。
放射線管理施設 （監視盤）	放射線管理棟（管理室）	監視盤としては安全機能を有する施設としていないが、「管理区域外から管理区域内の当該設備をサポートする施設」として該当。
自動火災報知設備（火災感知設備、警報設備）	警備所	自動火災報知設備に異常があった場合、万が一の火災を周知できない。

*）非常用ディーゼル発電機については、現申請において保全区域としているが、燃料タンク、起動用バッテリーを含んだ設定とする。また、補機としてエリア外のケーブル類も検討したが、ケーブルは電線管で保護されており、ほぼ埋設又は高架敷設につき、特別な管理は不要とした。

以上のことから、現変更認可申請中の非常用ディーゼル発電機を設置する動力棟の一部とする保全区域に加え、放射線管理棟（管理室）の一部と警備所を保全区域に設定することとして、補正申請する。（次頁図参照）

以上



凡 例

-----	周辺監視区域境界(人の居住しない区域)
—————	人の居住する可能性のない区域
▨▨▨▨▨	保全区域

■内の記載事項は公開できませんので削除しております。

図 保全区域 (案)